

第2回動物看護職制度在り方検討委員会 (小動物臨床部会個別委員会)議事概要

I 日 時 平成23年1月12日(水) 13:30 ~ 16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】	細井戸 大成	日本獣医師会理事
【委員】	井上 留美	日本動物衛生看護師協会副会長
	太田 光明	日本動物看護職協会副会長 (森 裕司 日本動物看護職協会会長代理)
	大橋 文人	日本獣医師会日本小動物獣医学会監事
	会 亀 昭夫	全日本獣医師協同組合理事長
	小嶋 佳彦	新潟県獣医師会
	桜井 富士朗	日本動物看護学会理事長
	下 藪 恵子	全国動物教育協議会会長
	生子 哲男	日本小動物獣医師会副会長
	西原 眞杉	日本獣医学会理事長
	原 大二郎	日本動物病院福祉協会専務理事
	福所 秋雄	全国動物保健看護系大学協会会長
	松原 孝子	日本動物看護職協会副会長
(欠席委員)	高橋 徹	北海道獣医師会副会長
【農林水産省】	佐々木 勝憲	消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐(小動物獣医療担当)
【本 会】	山根 義久	(会長)
	中川 秀樹	(副会長)
	大森 伸男	(専務理事) ほか

IV 議 事

1 説明・報告事項

動物看護職制度在り方検討委員会(小動物臨床部会)認定齊一化検討小委員会・統一カリキュラム策定検討小委員会における検討結果

2 協議・検討事項

(1) 声明文(チーム獣医療提供体制の整備に向けて)の協議・採択

(2) 前回検討小委員会合同会議後の対応状況の報告

ア 動物看護職統一試験協議会

イ 一般社団法人日本動物看護職協会

- (3) 統一試験・認定に向けての今後の進め方及び対応（今後の工程等）の協議
- (4) その他

V 会議概要

- (1) 会議の冒頭、山根会長から挨拶があった。概要は次のとおり。

謹んで新春のご挨拶を申しあげる。新年の鳥取は大雪であったが、東京は年明けから12日間快晴が続いている。動物看護職委員会の関係者におかれては、良いスタートが切れるよう大同団結し、しっかりした試験実施・認定母体の組織作りにご尽力をいただきたい。

- (2) 事務局から、佐々木農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐が紹介された。

1 説明・報告事項

動物看護職制度在り方検討委員会（小動物臨床部会）認定斉一化検討小委員会・統一カリキュラム策定検討小委員会における検討結果

資料に基づき、事務局から、前回検討小委員会会議の検討結果について説明された後、委員各位よりご意見をいただいた。

- (1) 動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）の事務局について

ア 機構の事務局の運営については、機構の中で決定するべきではないか。

イ 機構の事務局の運営を日本動物看護職協会（以下「動看協」という。）に委託することについては、既に委員会で検討の上、合意されてきている事柄である。

ウ 本委員会は、今後機構設立の準備についての関係団体との意見調整等の役割もあわせ担っていくこととし、円滑な機構の立ち上げに貢献したい。

- (2) カリキュラム等について

ア 大学と専門学校等ではレベルが異なるため、大学は産業動物分野を含むカリキュラム内容で国家資格化し、専門学校等は小動物臨床分野のみのカリキュラムで民間資格にしてはどうか。

イ 統一認定資格と国家資格のカリキュラムは別である。まず2年教育のレベルでコアカリキュラムを統一して統一試験を実施し、それを踏まえて将来の国家資格化について検討していく。

ウ 現在の専門学校等のカリキュラムはまちまちであるが、コアカリキュラムを統一して教育を行うことに賛同する。卒業者が資格取得を望める教育に持っていくための努力をすることにも同意する。

エ 専門学校の授業時間は1年間に800時間以上であればよく、それぞれの努力によりさらに時間を割ける。大学と専門学校等は役割が違うが、専門学校等では即戦力を育てるため、確実に資格を取れる人材を養成することが求められている。

オ 世界的に見ても、動物看護職の公的資格は4年制教育に限るものとはなっていない。

(3) 今後におけるチーム獣医療の提供（獣医師と獣医療従事者の資格及びその業務の範囲）について

ア 表「今後におけるチーム獣医療の提供（獣医師と獣医療従事者の資格及びその業務の範囲）」における内容について、委員各位はよくご理解いただいた上、所属団体等への説明をお願いしたい。

イ 獣医療技術師（公的資格）の受験要件については、大学だけでなく専門学校等の養成課程修了者も含めて今後検討することとしたい。

ウ 公的資格化された資格認定をどこが行うのかということはこの委員会で決定する事項ではないが、歯科衛生士の資格のように、国ではなく国の指定により機構が行っていくことも視野に入れておく必要がある。

(4) 獣医師と獣医療従事者の業務の範囲の現状について

ア 一般社団法人日本小動物獣医師会より、社団法人日本獣医師会あてに、平成22年12月21日付けにて、文書「第3回認定斉一化検討委員会・統一カリキュラム策定検討小委員会合同会議における資料の図1における照会について」が送付された。

イ この文書に基づき、生子委員（日本小動物獣医師会副会長）から、内容について説明された。

(ア) 第3回合同小委員会の資料として配布された図「獣医師と獣医療従事者の業務の範囲の現状」について、動物看護職の業務の実情がこの内容であるということは、獣医師会が獣医師法違反を推進しているかのように捉えられる。

(イ) 公的資格に獣医療技術師という名称を使用することは獣医師法違反の恐れがある。

(ウ) 動物診療施設に対するアンケートにより、診療業務を動物看護職に従事させているかどうか確認することも、獣医師法違反の推奨と見られる恐れがある。

(エ) 動物看護職の業務に装蹄・削蹄を含むことは、関係団体の承認を得ているのか。

ウ この説明に対し、日本獣医師会大森専務理事より回答された。

(ア) 業務の現状として前回委員会において提示した図は、当然に動物の診療の行為の法令解釈を踏まえた上で、獣医療提供における獣医師をはじめ獣医療従事者の業務の現状について、今後の課題を示すために提示したものである。これがすなわち動物看護職の業務の高位平準化を第一段階に、そしてそれをベースとした第二段階の

公的資格制度化していくことで前回の委員会において整理されたところである。なお、法令上の解釈は、図の注の1及び9を読めば明らかである。この課題を解決するために、我々はこれまで検討を行ってきた。

- (イ) 獣医療技術師（仮称）としている通り、公的資格として整理するに当たっての資格のカテゴリ分けを説明するための資料であり、現時点で固定化している訳でもないし、固定化できる訳でもない。当然のことながら、公的資格自体は法令に基づく制度として成立させることが求められる以上、その時点で資格の名称も法令で整理されることとなる。この場で決めることではない性格のものである。
- (ウ) アンケートの実施は、農水省の事業について日本獣医師会、動看協等が一部事務を担っており、アンケートの実務は動看協が担当し、農水省に報告される。
- (エ) 装蹄・削蹄はそもそも特定の公的資格者の業務独占の行為とされている訳ではなく、個々の民間人の責任において技術を提供する性質のものである。現状の動物看護職の業務も同じ立場にあると理解すればよいことではないか。現状で法に抵触しない業務の範囲に入るとしただけであって、関係団体とあえてすり合わせをする性質のものではない。

エ 細井戸委員長から、大森専務理事の回答について、十分に理解が得られたかどうかを諮られ、全員一致で承認された。

また、今後本委員会が、機構設立のための準備会としての機能をあわせ持つことについても全員一致で承認された。

2 協議・検討事項

(1) 声明文（チーム獣医療提供体制の整備に向けて）の協議・採択

資料に基づき、事務局から、声明文（チーム獣医療提供体制の整備に向けて）が読み上げられた後、委員各位により検討された。

ア 動物看護職養成機関の呼称等、細部について意見交換が行われた。

イ 修正された声明文案について諮られ、全ての委員の賛成により採択された。なお、井上委員、生子委員からは、所属団体においても内容の説明を行いたい旨の発意があった。

細井戸委員長から、声明文（チーム獣医療提供体制の整備に向けて）について、本日付けで委員全員一致の合意が得られたこととし、各団体において機関紙・HP等により広報するとともに各委員の立場で関係者に周知を図ることとして承認された。

なお、声明文は文言修正の後、事務局からPDFにて各委員に送付することとなった。

(2) 前回検討小委員会合同会議後の対応状況の報告

ア 動物看護職統一試験協議会

桜井委員から、動物看護職統一試験協議会の、前回検討小委員会合同会議後の対応状況について報告された。

(ア) 動物看護職統一試験協議会は、構成団体による毎月10万円の拠出金により運営されており、会の規約も固まりつつある。

(イ) 23年の試験は今までどおり独自に行うが、24年の試験は2月19日（日）に同一日時、同一問題にて全国一斉に行うことになった。

(ウ) 受験者への広報や、今までの認定者に対するフォロー等、審議していく。

イ 一般社団法人日本動物看護職協会

太田委員代理から、一般社団法人日本動物看護職協会の、前回検討小委員会合同会議後の対応状況について報告された。

(ア) 昨年10月の理事会において、本委員会の検討事項等については説明済みであり、会長にもその内容について理解を得ているところである。

(イ) 来週の運営会議において、執行体制の意欲を高め、財政問題、役員改選、定款見直し等についても一定の結論を導きたい。

(3) 統一試験・認定に向けての今後の進め方及び対応（今後の工程等）の協議

ア 統一試験に向けてのカリキュラムの変更は、大きなものでなければそれほどの影響はないとしても、本年試験範囲等の見直しがないと学生に不安感をもたらすことになる。また会計経理の事務も4月からの方が容易である。これらのことから、機構の設立年月日を今年の4月1日を目標として更に関係団体、関係者と協議・調整を進めることとしたい。

イ 機構の立ち上げを早期に行うためにも、看護職協会は、早急に機構の事務局を担えるだけの体勢を整えるべきである。役員改選等やるべきことを見据え、役員は覚悟を決めて、対応できる体制を整えることとされた。

ウ 5団体による協議会は、現職者に不安が生じないよう過去の認定者をオーソライズしていきたい。また、具体的に機構に対してどのような実務が提供できるのか、これから具体化していきたい。

エ 機構のトップについては、試験の社会的な信頼度を考えると、獣医学会会長が適役ではないかという案があった。西原委員からは、獣医学会としては、統一認定のシステムと機構の設立には原則として賛同し得るので、機構の具体的な方向性がはっきりすれば、対応も可能であると回答された。

(3) その他

松原委員から、現職の看護職1,100人に対するアンケートの結果、統一試験の受験を希望する者は1/3、セミナー等の受講による資格取得を希望する者が1/3、現状のままの

資格の移行を希望する者が1/3であった旨、報告があった。

VI まとめ

(1) 細井戸委員長から以下のとおりまとめられた。

ア 声明文は本日付の合意として、各団体及び各委員の立場でそれぞれ広報していく。

イ 4月を機構立ち上げの目標時期として、それまでの当面の間、本委員会は機構の設立準備について関係者、関係団体の協議・調整の役割を担っていくこととしたい。

ウ 次回の委員会は可能であれば来月中にも開催する。

エ コアカリキュラムの素案については福所委員と下菌委員に取りまとめをお願いする。

オ 各団体は、団体の代表者として機構に派遣する者について検討していただきたい。

(2) 平成23年1月19日付をもって①委員会で採択された声明文、②委員会で合意された各関係団体が果たすべき当面の役割等について、細井戸委員長から各委員に通知による依頼が別添内容のとおり行われた。

(3) 会議の最後に、中川副会長から、以下のとおり挨拶が行われた。

長期、長時間にわたる会議において、委員各位のお知恵を拝借いただき、感謝している。獣医師の役割はこの一世紀の間に大きく変遷し、家庭動物における獣医療が普及する一方、産業動物等の分野で獣医師が不足するという事は、2、30年前までは想像できなかった。獣医療においてもコメディカルの資格を一刻も早く設置しなければ、今日の需要に応え、社会の認知を得ることはできない。大きな一歩を共に踏み出せることを期待している。

別 添

平成 23 年 1 月 19 日

社団法人日本獣医師会小動物臨床部会
動物看護職制度在り方検討委員会委員

社団法人日本獣医師会 理事
社団法人日本獣医師会 小動物臨床部会
動物看護職制度在り方検討委員会
委員長 細 井 戸 大 成

動物看護職制度推進に向けての当面の対応について（依頼）

先日の検討委員会におきましては、終始熱心に議論いただき、お陰様でチーム獣医療提供体制の整備に向けての動物看護職の位置づけと獣医療の質保証の在り方等についての声明文（別添）のとりまとめにこぎつけることができたこと、これも一重に委員各位のご尽力の賜と厚く御礼申し上げます。

さて、先般の委員会において合意されたとおり、今後、本委員会につきましては、動物看護師統一認定機構（以下「認定機構」という。）立ち上げまでの当座の間、設置準備について日本動物看護職協会をはじめ本委員会の関係団体・機関との連携調整等の役割を合わせ担うこととし、次回委員会におきましては、認定機構の組織構成と設立に向けての事務執行体制等について、同認定機構の事務局機能を担うこととされた日本動物看護職協会とも協議した結果を諮ることとしたいと考えているところです。

つきましては、委員各位におかれましては、これも先般の委員会において合意されましたとおり、各委員の選出母体団体（組織）におかれて、下記により、それぞれ当面の役割を担うべく鋭意ご尽力いただくとともに、本委員会において採択された別添の声明文につきましては、それぞれ選出母体団体（組織）内の機関紙、ホームページ等の広報媒体を通じ、組織内関係者にあまねく、また

委員各位からも直接、関係者への伝達について、ご協力を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 動物看護職統一試験協議会及び同協議会構成団体におかれては、平成 24 年の統一問題による試験実施に向けての検討・協議を促進されるとともに、統一問題の作成検討に当たっては、認定機構の事務局を担うとされた日本動物看護職協会をはじめ関係団体との連携の確保をお願いしたいこと。
- 2 日本獣医学会におかれては、認定機構の設置及びその後の運営につき、ご支援ご協力をお願いしたいこと。
- 3 日本動物看護職協会におかれては、認定機構の事務局の役割を担うとされたところですが、平成 23 年が役員の改選期に当たること等から、認定機構の事務局機能を担うべく早急に該当業務の執行機能及び役職員体制の整備に当たられるようお願いしたいこと。
- 4 全国動物保健看護系大学協会及び全国動物教育協議会におかれては、それぞれ大学教育課程、専門学校教育課程における統一カリキュラムの検討・協議を促進されるとともに、統一試験認定に向けたモデル・コア・カリキュラムの整備については、両団体間での連携を図られるようお願いしたいこと。

チーム獣医療提供体制の整備に向けて

〔 獣医療提供における獣医療従事専門職としての
動物看護職の位置づけと獣医療の質保証 〕

1 はじめに

犬や猫などの家庭動物の一般家庭における飼育が普及し、動物に対する福祉や愛護の意識が国民各層に浸透する中、国民生活において人と動物がより良い関係を築きあげることが重要となってきた。

このような事情を背景に、獣医療提供に対する社会的要請は高まりをみせ、かつ、高度化・多様化してきたが、このような要請に応えるためには、人の医療と同様に、獣医療業務を獣医師と他の獣医療従事者が連携して実施するチーム獣医療体制を構築し、獣医療提供の質の向上を図っていくことが求められている。

特に、家庭動物の診療施設において動物の看護をはじめとする獣医療補助を主たる業務とする獣医療従事者の役割は、獣医療の向上のみならず、飼育者に対する動物の保健衛生指導や動物行動学を基礎とした適正飼育管理の普及推進を図る上で必要不可欠なものとなってきた。

一方、産業動物診療部門、公務獣医療部門（家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の行政・試験研究分野）においては、獣医師専門職の要員不足が指摘される状況にあり、これらの部門においても獣医師の業務を補助する公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成の必要性に迫られている。

2 現 状 と 課 題

人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカルスタッフとしての看護師、臨床検査技師、診療放射線技術師等の20種以上の医療専門職が公的資格として制度化され、医師、歯科医師とこれらの公的資格を有する医療従事者によるチーム医療提供体制が整備されている。

獣医療の現状を見れば、国家資格は動物の診療を業務とする獣医師のみであり、獣医師とその他の獣医療従事者によるチーム獣医療提供体制の整備がなされないまま、必要に迫られ獣医師の補助的業務を担う者を雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、獣医師が行う診療の補助業務の他、入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務及び維持管理業務等に従事させているが、その就業環境は未整備で社会的認知も得られていない状況にある。

また、これらの獣医療従事者については、公的資格制度が整備されていない中で、民間の複数の組織がこれらの獣医療の補助業務を担う者（以下「動物看護職」という。）を動物看護師等と称して輩出している事情にあるが、その養成課程の水準は区々であり、動物診療施設などの雇用者側からは、動物看護職について専門職としての技術・知識の到達度の確認が困難であること。また、被雇用者側からは、処遇が安定していないため、安定的な就業職域として望めない等の問題があり、獣医師と動物看護職との責任と機能の分担によるチーム獣医療の提供にはほど遠い状況にある。

3 チーム獣医療提供（動物看護職の専門職としての位置づけ）に向けての検討の経過

平成21年4月、動物看護職が専門職として自立するとともに、連帯を強めることにより獣医療に関する質の確保と自らの職域環境の整備を図り、また将来的には、公的資格制度の下で真の専門職としての責務を担う資格者としてチ

チーム獣医療の一翼を担う者となることを目標として、日本獣医師会が呼びかけ、動物看護職の現職の者をはじめ獣医療に係る関係団体、大学・専門学校・専門学校、動物関連企業の賛同の下で、関係省庁のご理解を得て、一般社団法人日本動物看護職協会（会長：森裕司（東京大学大学院教授））が設立された。

また、農林水産省においては、今後、平成 32 年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定め平成 22 年 8 月 31 日に公表したが、基本方針においては、「小動物分野、産業動物分野等の獣医療現場において獣医師と動物看護職などの獣医療に携る他分野専門職との連携の必要性と、動物看護職の地位や身分の確立、動物看護職に必要な知識・技能の高位平準化の必要性」が明記された。

さらに、平成 22 年に宮崎県下で発生した口蹄疫の防疫対応の検証及び今後の我が国における防疫体制の改善方向の提案等を目的として農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会（座長：山根義久（日本獣医師会会長））の報告においても、今後あるべき方向性として、「獣医師以外の獣医療に従事する者（動物看護師など）の資格の制度化」が明記された。

このように官民において、動物看護職の資格、知識、技能及び就業環境等の改善の必要性等が指摘される中で、日本獣医師会においては、平成 21 年に動物看護職制度在り方検討委員会（以下「在り方検討委員会」という。）を設置し、民間の動物看護職認定団体、動物看護職養成機関（以下「養成機関」という。）、日本動物看護職協会及び地方獣医師会等が参集し、チーム獣医療提供体制の整備（獣医師と獣医療従事者の連携・役割分担）に向けての方向性について検討が開始され、今日に至った。

4 今後の対処の考え方

(1) 在り方検討委員会における検討の結果、チーム獣医療提供体制整備のた

めの専門職としての獣医療従事者の位置づけとその身分の公的資格化については、

ア まず、現状の動物看護職の知識・技術の高位平準化対策として、動物看護職の養成のための教育課程の斉一化に向けた整備と、現状の民間資格認定の統一の実施による「認定動物看護師（仮称）制」への移行を図ること。

イ 次いでアの結果を踏まえ、専門職としての獣医療従事者に係わる新たな公的資格制度の創設に向けての法整備（①動物看護専門職としての業務の範囲の拡充整備、②業務の範囲に見合う人材養成条件の整備、③国家試験による大臣免許の付与など）が必要となること。

ウ 以上を推進することにより、チーム獣医療体制提供のための獣医師と獣医療従事者との役割分担と連携による獣医療の質保証と獣医療従事専門職としての処遇の確保・就業環境の整備に資すること。

とされた。

(2) そこで、まず、統一認定試験を実施するための具体的なステップとして、①当初は、現行の民間の動物看護職認定団体の共同による統一試験問題の作成に取りかかるとするも、これと並行して、②認定動物看護師の資格認定のための全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として「動物看護師統一認定機構（仮称）」（以下「機構」という。）を立ち上げ、今後、同機構において、全国統一試験実施のための出題基準、合否判定基準等を策定した上で、統一認定試験の受験資格、試験実施の内容、試験等実費経費の負担等具体的事項の検討を進めることで決定したところである。

なお、第1回統一認定試験は、平成25年2月の実施を目途とすることと

し、それまでの間（平成 23 年、24 年）は、現在認定を行っている民間団体の共同により動物看護職統一試験協議会（以下「協議会」という。）を設置し、試験出題の範囲、試験問題の統一等の準備を進めた上で、適宜、協議会の機能を機構に移管して第 1 回統一試験・認定の実施に備えることとして関係者間の合意を得たところである。

5 さ い ご に

動物看護職の資格認定制度の確立により、知識・技術の高位平準化を図り、獣医師との連携を強化しチーム獣医療体制を整備して獣医療の高度化に資することは、動物看護職のみならず、獣医療、そして獣医療従事者の人材養成を担う教育機関に携わる者にとって永年の希望であり、また、課題でもあった。

今、ようやく実現に向けて社会状況が整ってきたと言え、この機会を逃せば、我が国の獣医療の発展は立ち後れ、すでに動物看護職が制度化されて獣医療の高度化に邁進している欧米との格差は、ますます広がることになる。

我々は、すべての獣医療関係者と教育養成機関の理解を得て、まずは統一的な資格認定を軌道に乗せ、これを普及させることが動物看護職の知識・技術の平準化、さらには公的資格制度への発展につながり、ひいては、獣医療提供に対する国民の信頼に応えるものと信じる。受験資格を有する多くの現役動物看護職並びに教育養成機関において動物看護職養成課程を修了された方及び在学中の方には、今後、整備される統一認定試験を受験していただくよう希望する。

また、動物診療施設、教育養成機関等の獣医療関係者の方には、受験資格を有する者が統一試験を受験する環境作りに協力いただくとともに、平成 25 年春以降に動物看護職を雇用する職場にあっては、認定動物看護師を優先的に雇用し、その知識・技術に応じた処遇をしていただくことが、本制度の定着、さ

らには獣医療の発展につながるとの理解の上、ご協力方、何卒よろしくお願ひする。

平成 23 年 1 月 12 日

- ・ 動物看護職統一試験協議会 会 長 桜井 富士朗
- 全日本獣医師協同組合 理事長 会 亀 昭夫
- 一般社団法人日本小動物獣医師会 会 長 山本 精治
- 特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会 会 長 山崎 薫
- 日本動物看護学会 会 長 高橋 英司
- 公益社団法人日本動物病院福祉協会 会 長 石田 卓夫

- ・ 社団法人日本獣医学会 理事長 西原 眞杉

- ・ 一般社団法人日本動物看護職協会 会 長 森 裕司

- ・ 全国動物保健看護系大学協会 会 長 福所 秋雄

- ・ 全国動物教育協議会 会 長 下 蘭 恵子

- ・ 社団法人日本獣医師会 会 長 山根 義久

- ・ 日本獣医師会小動物臨床部会動物看護職制度在り方検討委員会委員一同